

議案第 13 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を
改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成 12 年
板橋区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「3 月で除した数」を「12 月（第 4 条の 2 による場
合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経
験年数の月数にあっては、18 月）で除した数に 4 を乗じて得た数」に
改める。

第 6 条第 1 項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改
める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 7 年度給与改定に係り、経験年数の加算方法を変更する必要があ
る。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第7号	○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第7号
第1条～第3条 略 (新たに職員となった者の号給)	第1条～第3条 略 (新たに職員となった者の号給)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月(第4条の2による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数に4を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。	3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
4 略	4 略
第5条 略	第5条 略
(昇格の場合の号給)	(昇格の場合の号給)
第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表(以下「昇格時対応号給表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。	第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表(以下「昇格時対応号給表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。
2 略	2 略
以下略	以下略
附 則	
この規則は、令和8年4月1日から施行する。	